

事務連絡
令和2年5月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年3月22日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）において、お示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた受診・相談の目安について、別紙の通り改訂致しました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。運用につきましては、その方の状況をふまえ、柔軟に判断を行って頂きますようお願い致します。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。